

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



10
2017

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2017年10月2日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算第97号



社労士 & パソコン業務のご用命をお待ちしています！

先月号でご紹介しましたように弊所では総務（主に書類作成）担当の女性が2人おり原則毎日1人が勤務しております。更にパソコン教室のインストラクター経験のある女性も在籍し、御社に出張してパソコン指導を行う体制も充実しています。

社労士関係では①公的機関への申請書類作成・提出代行、②従業員様の給与計算代行の業務を、パソコン関係では③社長様・奥様・従業員様へのお出張パソコン指導、④チラシや書類の作成代行等のお仕事をいただければ誠に幸いです。是非お声掛けくださいませ。



耳寄り情報1

予防的労務管理講座その30 『不当解雇対応と予防の指導 その7』

＝村田・岡崎法律事務所 岡崎隆彦先生著 『予防的労務管理』より＝

(6) その他不当解雇予防としての合意解決の模索[前回の続き]

イ その他任意的労働関係終了事由

(1) 合意解約 (ア) 合意解約、(イ) 撤回、(ウ) 意思表示の瑕疵(かし)、(2) 辞職(任意の退職)

ウ 懲戒解雇回避と退職金支払

(ア) 諭旨解雇(諭旨退職)～一種の妥協的解決の方法

(イ) 普通解雇の選択

エ 示談書(和解契約書・合意書)作成・指導

① 合意退職の確認条項

② 精算条項(完全な解決)～特に時間外労働関係請求なしの確認



金ちゃん先生のコメント 事業主様にとって解雇が一番難しい課題⇒しこりを少なくしたいですネ！

白石営林署事件 判決概要 年次有給休暇2日取得し他の営林署スト参加で賃金カットされた事例

労働基準法第39条第1項、第2項の要件を満たしたときは、従業員は所定日数の年次有給休暇を取得できる権利を得て、営林署は年次有給休暇を与える義務を負う。労働基準法第39条第5項では、従業員が年次有給休暇を「請求」して与えることになっているけれども、この「請求」とは、年次有給休暇の時季を「指定」することと同義である。従業員が、**年次有給休暇の取得時季を具体的に指定したときは、営林署が時季変更権の行使をしない限り、年次有給休暇は成立する。**つまり、年次有給休暇の成立においては、営林署の「承認」という考えが入り込む余地はない。また、年次有給休暇の利用目的は、労働基準法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは、従業員の自由である。ただし、業務の正常な運営を阻害することを目的として、従業員が一斉に年次有給休暇を取得する行為（一斉休暇闘争）は、年次有給休暇の名を借りたストライキと同じである。これは、本来の年次有給休暇ではないので、賃金の請求権は発生しない。しかし、これは、従業員が所属する事業場に対して行われた場合に当てはまるもので、**他の事業場でのストライキに参加した場合は当てはまらず、年次有給休暇の成立には影響しない。**そして、**労働基準法第39条第5項但し書きの「事業の正常な運営を妨げる」かどうかは、その従業員が所属する事業場を基準として判断される。**本件においては、年次有給休暇を取得したことによって、従業員が所属する営林署の事業の正常な運営に支障を与えることもなく、時季変更権はなかった。したがって、**年次有給休暇は有効に成立していた。**



金ちゃん先生のコメント 「スト参加=即賃金カット OK とは行かないのですね。良く判例等ご確認を！」

金ちゃん先生行状記 ～松下電器同期生との懇談実施～



▲同期二人で楽しく乾杯！

「金ちゃん先生」は松下電器同期の柳生安信氏と近況情報交換の為豊中駅前近くのホテルアイボリーの新免館で夕食を取りがてら一杯会を行いました。入社45年過ぎても付き合い合えることは嬉しい限りです。

彼は外国語大学出身者として海外営業で活躍していました。私と姉は彼がブラジル販社在籍中にブラジル旅行を行い、各所を親切に案内してもらいました。今では私は社労士業に勤しみ、彼は語学力を活かして外国人ガイド資格を取り京都で外国人をサイクリング案内しています。

持てや友 一杯汲んで 近況を 交わすことこそ 楽しからずや



◆ゴルフのお誘い等何でもお気軽にご一報下さいませ。 Eメールドリス bpbz707@tcct.zaq.ne.jp

貴事業所名		ご氏名	
ご住所		Eメール	
T E L		ご要請等ご記入下さい	



賃金不払残業に関する監督指導 不払い残業代は総額127億円余り

厚生労働省から、本年8月、「平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。

この是正結果の公表は、平成14年度から毎年度行われているものです。

今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、昨年4月から本年3月までの期間に不払いだった割増賃金（不払い残業代）が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。



平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント

(1) 是正企業数	1,349 企業（前年度比 1 企業の増）
うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、	184 企業
(2) 支払われた割増賃金合計額	127 億 2,327 万円（同 27 億 2,904 万円の増）
(3) 対象労働者数	9 万 7,978 人（同 5,266 人の増）
(4) 支払われた割増賃金の平均額	1 企業当たり 943 万円、労働者 1 人当たり 13 万円



監督指導の対象となった企業では、その監督指導のもと、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組を行い、改善を図っているようです。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとことです。

今回公表されたのは平成28年度の是正結果ですが、この頃から、働き方改革、長時間労働の是正、労働時間の適正把握などへの関心が高まっていました。そんな中、賃金不払残業に関する是正企業数などは減少していません。

このような結果になったのは、実質的に賃金不払残業が増えたということではなく、監督指導・是正指導が厳しくなった結果だと思われます。



たとえば、次のような些細な時間が積み重なって、多額の不払い残業代になった事例も紹介されています。



- 休憩時間中に会議が行われていた
→ その会議の時間は労働時間 = その時間分の賃金が不払いになっている
- 会社が指示したユニフォームへの着替えを行った後にタイムカードを打刻していた
→ その着替えの時間は労働時間 = その時間分の賃金が不払いになっている

「我が社は大丈夫」という思い込みは危険です。日頃から、労働時間は適正に把握しておきたいものです。何かご不明な点があれば、気軽にお声かけください。

豆知識情報

三六協定による時間外・休日労働(労働基準法36条)

特別条件付き協定(平成21年厚労告316号3条ただし書)

三六協定には、当該規定で、時間外労働の限度基準に定める限度時間(以下単に「限度時間」といいます。)以内の時間で一定期間についての延長時間(原則となる延長時間)を定めていることを前提として、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない**特別の事情**(臨時的なものに限ります。)が生じたときに限り、当該一定期間ごとに、労使当事者間において定める**手続**を経て、限度時間を超える一定の時間(特別延長時間)まで**労働時間を延長することができる旨**及び限度時間を超える時間の労働に係る**割増賃金の率**を定めておくことができます。この協定のことを一般に「**特別条件付き協定**」といいます。

トビのくす 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し③

平成 29 年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う、「配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更」を紹介します。



配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

社員に給与を支払う際、企業は、所得税を源泉徴収する必要があります。

その税額は、社会保険料等控除後の給与の額と「扶養親族等の数」によって求めます(原則として、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を使用)。

この「扶養親族等の数」の計算方法について、配偶者の数え方が次のように変更されます。

① 配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算する。

源泉控除対象配偶者とは→居住者〔主たる給与所得者〕(合計所得金額が 900 万円以下である者に限る。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である者

② また、「同一生計配偶者」が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算する。

同一生計配偶者とは→居住者〔主たる給与所得者〕と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である者

<配偶者に係る扶養親族等の数の数え方の表(国税庁資料)>

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
(給与収入だけの場合の配偶者の合計所得金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算				
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人



(補足)同一生計配偶者のうち、居住者〔主たる給与所得者〕の合計所得金額が 1,000 万円以下である者は、年齢 70 歳以上であれば、老人控除対象配偶者となるというルールもあります。

お仕事 カレンダー 10月



10/1	<ul style="list-style-type: none"> ●(1日~7日)全国労働衛生週間 高年齢者雇用支援月間 ◎定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除
10/10	<ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10/31	<ul style="list-style-type: none"> ●9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告) ●労働保険料の納付<延納第2期分> ●有期事業概算保険料延納額の納付(納付対象:8月~11月分) ●8月決算法人の確定申告・翌年2月決算法人の中間申告 ●11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告

◆あとなぎ◆ 先月末に「大阪のてっぺん能勢」に私の母校豊中高校の同期有志会である「トーク会」の皆さんとマイクルバスをチャーターして田舎の美味しい空気を吸ってきました。次号で紹介いたします。